

## 社会福祉法人緑の会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑の会（以下「当法人」という。）の定款第八条及び第二一条に基づき、評議員、理事、監事、評議員選任解任委員及び内部監査人（以下これらを総称して「役員等」という。）の報酬につき定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員等とは、役員等のうち、当法人を主たる勤務場所とし、常勤職員就業規則第31条に準ずる勤務を行う者をいう。
- (2) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員等及び職員兼務理事以外の者をいう。
- (3) 職員兼務理事とは、当法人の職員であって理事を兼務する者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。又、費用とは明確に区分されるものとする。

### (役員等の報酬の総額)

第3条 役員等に対して、各年度の総額が6,000,000円を超えない範囲で、この規程に定める報酬等の支給の基準に従って算定した金額を、報酬として支給する。

### (報酬等の支給及び算定方法)

第4条 役員等に対し、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。但し、その支給基準については、常勤役員等が発生次第、理事会で提案し、評議員会を経て定める。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じて別表1に定める報酬及び賞与を支給する。
- (3) 職員兼務理事については、職員給与の他に、別表2に定める報酬及び賞与を支給する。

### (出張旅費の支給)

第5条 役員等が職務のため出張した時は、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第6条 非常勤役員等及び職員兼務理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による。

- (1) 月例報酬については、毎月末締め翌月15日とする。但し、15日が休日に当たるときは、前日とする。
  - (2) 月例報酬以外の報酬については、役員等が必要な業務を行った日とする。
  - (3) 賞与については、給与規程第27条に準じた日とするも、都度理事会の事前承認を得るものとする。
2. 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(月例報酬の日割り計算)

第7条 新たに役員等に就任した者には、その就任日から報酬を支給する。

2. 役員等が退任し、又は解任された場合には、前日までの報酬を支給する。
3. 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として、日割りによって算定する。
4. 本条2項の規程に拘わらず、役員等が死亡によって退任した場合は、その月の月末までの報酬を支給する。

(端数処理)

第8条 この規程による支給金額の計算で、1円未満の端数が生じたときは、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。同時に、平成28年3月24日付け役員等取扱規程は廃止する。

この規程は、平成30年6月8日に改定された。同時に、平成29年6月2日付け費用弁償に関する規程は廃止する。

令和 3年 6月24日一部改正

令和 5年 9月 7日一部改正

別表1. <非常勤役員等の報酬等>

役職名	報酬等の金額	
理事長	月例報酬	200,000円/月
	賞与	
業務執行理事	月例報酬	100,000円/月
	賞与	
非常勤役員等	都度報酬	10,000円/回 (会議等)
監事 (監査業務)	監査報酬	30,000円/回 (公的監査立ち会い)
		20,000円/回 (期間監査)

(注)

1. 理事長及び業務執行理事に対しては都度報酬を支払わない。
2. 月例報酬以外の報酬額は、源泉所得税控除後の金額をいう。
3. 賞与支給の可否及び金額は、業績を踏まえて、年間の一人当たりの金額で月例報酬額の2倍の金額を超えない範囲で、都度理事会で審議の上、決定する。

別表2. <職員兼務理事の報酬等>

役職名	報酬等の金額	
理事長	月例報酬	150,000円/月
	賞与	
業務執行理事	月例報酬	80,000円/月
	賞与	
理事	月例報酬	50,000円/月
	賞与	

(注)

1. 賞与の支給については、別表1. (注) 2. に同じ。

以上